

建設業法改正に伴う施工体制台帳の取り扱いについて

建設業法の改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日から公共工事について下請金額に関わらず施工体制台帳を作成することとなります。

建設業法（第二十四条の七）

「建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、
…中略…その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳
を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。」

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24H0100.html>

本学発注工事においても上記内容が適用となりますので、ご注意ください。

平成 27 年 4 月以降本学発注の工事について、「施工体制台帳確認表」を作成いただき、本学担当者から提示を求められた場合に提示できるようにご協力をお願いします。

以 上